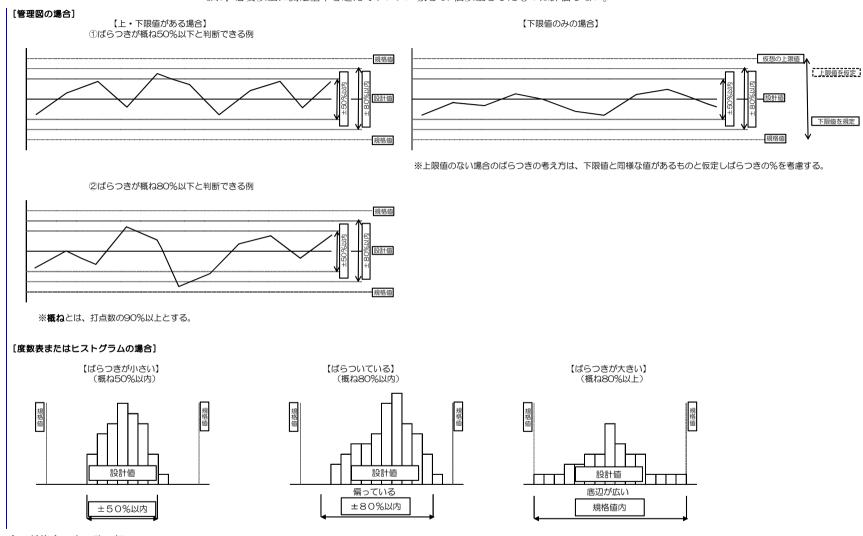
### 別紙-4 出来形のばらつきの考え方他

#### 【記入方法及び留意事項】

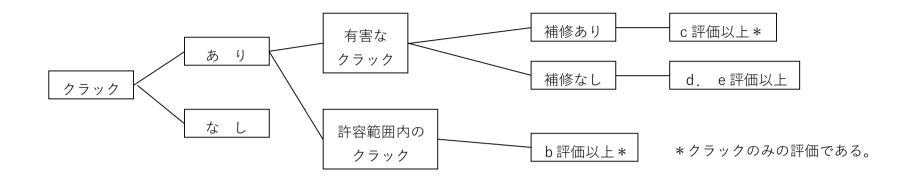
1. 出来形のばらつきの考え方 ばらつきの判断は、原則として主たる工種の個別の測定項目でサンプル数が10個以上となる場合において行う。 なお、必要以上に測定基準を超えてサンプル数を10個以上としたものは評価しない。



- 2. 多工種複合工事の取り扱い
  - (1) 主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りでない。
  - (2) コンクリート橋はプレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- 3. コンクリート構造物のクラックについて

「有害なクラック」としないクラックは、構造物に発生したクラックの内、「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2022」第4章、4.2 評価 I の手法を参考に下記のとおりとする。なお、有害なクラックが補修済であっても「有害なクラックが発生していた事実」をもって、有害なクラックがあるものとする。

- (1) コンクリートの耐久性が求められる構造物 (鋼材の腐食として鉄筋コンクリートを対象としている)。進行性のないクラックを対象とし、表面の幅が0.2mm未満のクラック
- (2) コンクリートの防水性・水密性が求められる構造物(鉄筋コンクリート)。進行性のない貫通するクラックを対象とし、表面の幅が 0.05mm未満のクラック



クラックが発生した構造物は、検査の前までに発注者と協議して対応する。

- 1. 検査員の品質評価について、有害なクラックについては、補修されている場合でも、「・有害なクラックがない」のチェック項目は×とする。補修されていなければ、d以下の評価とする。但し、「新潟県コンクリート品質確保ガイドライン(案)」に基づく取組を達成した工事は、補修の有無にかかわらず「・有害なクラックがない」のチェック項目はすべて〇となるが、有害なひび割れの補修が必要と判断された場合は、補修を行わなくてはならない。
- 2. コンクリート検査職員の品質評価について、有害なクラック以外は「・有害なクラックがない」のチェック項目はOとし、b評価以上とする。
- 3. 検査職員の品質評価について、補修を必要とするひび割れがある場合に、ひび割れ調査を実施していないときは、評価を1ランク落とすものとする。(a→a'→b→b'→c)
- 4. 出来ばえについて、微細なクラックを含めて全くクラックがない場合に「・クラックがない」項目をOとする。適切な補修等がしてある場合でも×とする。
- 5. 新潟県コンクリート品質確保ガイドライン(案)に基づく取組を達成した工事は、有害・無害にかかわらずひび割れが発生しても、品質・出来ばえともにクラックなしと同様の評価を行う。但し、有害なひび割れにおいては、補修が必要と判断された場合は補修を行わなくてはならない。
- \*1 新潟県土木工事標準仕様書別添様式-2のひび割れ調査票の必要があるコンクリート構造物とは、高さが、5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25 m以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない)とする。
- \*2上記\*1以外の鉄筋コンクリート構造物については、有害なひび割れが発生した場合はひび割れ調査を行うものとする。ただし、コンクリートの品質、打込み方法、型枠・支保工の設置・撤去、養生方法等、材料・施工に起因して発生した可能性を精査し、品質に関する評価対象項目を適切に評価し判定するものとする。

#### 4. その他

- ・「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。
- ・「4. 工事特性」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。

### 「施工プロセス」のチェックリスト

工事 1 工事名:

2 工期 令和 年 月 日~令和 年 月 日

3 受注者

4 主任監督昌名

(1)「施工プロセス |チェックリストは、土木工事標準仕様書、建設工事請負約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを主任監督員が確認する。

②チェック欄には、主管課等での書類・写真等での確認もしくは現場確認等により、その内容がOKであれば「□ I欄に「レ」マークを記入、OKでなければ備考欄に指示事項や是正状況を記入する。

③用語の定義 契約後: 当初契約後、変更後: 工期内に行う契約変更後。 種 チェック欄 別確認項目 査 完 備考 チェックリストー覧表 項 手 施工中 成 時 目 前 Ι (約款第3条) 施 施O工程表 ・契約締結の日から起算して7日以内に、工程表を提出した。 (仕様書その1)1-1-1-4 工程表 I I (契約後、変更契約後) 体 体 ・事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関 (仕様書その1)1-1-1-6コリンズ(CORINS)への登録 制 l のコリンズ に申請した。 (請負金額500万円以上が対象工事) (CORINS) ~ 般の登録 (契約後、変更時後、完成時) 掛金収納書が契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式の場合は40 (仕様書その1)1-1-1-49 保険の付保及び事故の補償 第7項 日以内)に提出した。(着手前) ・掛金充当実績総括表を提示した。(完成時) |○建設業退職 •「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識」が現場に掲示 金共済制度等 している。 (施工時1回程度) ・建設業退職金共済証紙の配付状況が受払簿等により確認できる。 (完成時) 施工体制台帳を現場に備え付け、その写しを提出した。 (仕様書その1)1-1-1-12 施工体制台帳及び施工体系図 (施工時の当初、施工体制変更時) ·提出された施工体制台帳に必要書類が添付されている。 〇施工体制台 (施工時の当初、施工体制変更時) ・施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に加入又は適 用除外であることをきさいしている。 (施工時の当初、施工体制変更時) ・下請負人が再下請を行う場合に再下請通知書を元請負人に提出す 建設業法施工規則第14条の3 下請負人に対する通知等 る旨の掲示を行っている。 

(施工時の当初)

考	種				チェ	ック	'欄		
查 項 目	別	確認項目	チェックリストー覧表	着手前	施	ΞΞ	Þ	5 F	完 成 成
1 施 工		〇施工体系図	・施工体系図が工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示されている。 (施工時の当初、施工体制変更時)						(仕様書その1)1-1-1-12 施工体制台帳及び施工体系図
体制	体制		・施工体系図に記載のない業者が作業していない。 (施工時適宜)						
	般	〇労災保険関 係成立票	・「労災保険関係成立票」の標識を公衆の見やすい場所に掲示している。 (施工時1回程度)						
		〇建設業許可 標識	・「建設業許可票」の標識を、公衆の見やすい場所に設置し、監理技術 者名等が正しく記載されている。 (施工時1回程度)						
		〇法定外の労 災保険	・法定外の労作保険医加入し、その証券又はそれに代わるものの写しを監督員に提出した。契約期間が工期を満たしている (施工時当初、工期変更時)						(約款第52条) (仕様書その1)1-1-1-49 保険の付保及び事故の補償 第4、5項
	Ι	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。(施工時)						(約款第11条)
	配		・現場代理人は、「受注者の現場代理人への委任事項」について適切 に処理をしている。 (施工時適宜)						(約款第11条)
	置技		・現場代理人は、監督員との連絡調整及び対応を書面で行っている。 (施工時適宜)						
	術 者	〇専門技術者	<ul><li>・専門技術者を専任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)</li></ul>						(建設業法第26条の2)
		〇作業主任者	・作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)						(労働安全衛生法第14条)
		〇潜水作業従 事者	・潜水作業従事者を適正人員配置している。(港湾工事) (施工計画時、施工時適宜)						
		〇海上起重作 業船団長	・海上起重作業船団長を配置している。(港湾工事) (施工計画時、施工時適宜)						
			・配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者、監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。(着手前)						・監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐についても同様の確認をする。
			・管理技術者等が工事現場内において名札等を着用している。 (適宜)						(仕様書その1)1-1-1-1-12施工体制台帳及び施工体系図 第3項)

考	種					チュ	ニック	'欄		_
考査項目	別	確認項目	チェックリスト一覧表	着		旃	īΙΓ	þ	<b>完</b>	備考
目				手前				•	時	<del>发</del>
1	Π		・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっ		]	]	]	]		
施	13G	〇(監理)技術	ていた。 (施工時適宜)		П	╵		ш	ш	
工体制	置技術	者等の専任制	・施工に先だち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。		П	П		П	П	
制	技術		(施工時適宜)						_	/
	者	〇現場技術者	・現場技術員との対応が適切である。		П	$I_{}$				(仕様書その1)1-1-1-8 現場技術員
		〇玩物汉附石	 (建設コンサルタント等に現場技術業務を委託している場合)(施工時適宜)			ľ				
		○下請請人の	・下請負人が新潟県の建設工事入札参加資格者である場合には、下							/
		世上	請負契約日が営業停止、指名停止期間中でない。							(仕様書その1)1-1-1-11 工事の下請負
		101/2	(施工時適宜)							
		〇緊急連絡網	・異常時、緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され、その図表を現場の見やすい場所に掲示している。							
			(施工時1回程度)							
2	I		・約款第19条第1項(1)から(5)に係わる設計図書の照査を行ない、該	L		_				
他一	施 工	〇設計図書の	当する事実の湯無を報告している。 (着手前、施工時適宜)			╵		ш	ш	(仕様書その1)1-1-1-3 設計図書の照査等
施工状	管	照査	・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を提出し							
況	理		て確認を求めた。							
			(着手前、施工時適宜) ・所定の項目が記載され、工事着手前又は施工方法が確定した時期に							(仕様書その1)1-1-1-5 施工計画書
			・別との項目が記載され、工事有于削又は他工力法が確定した時期に 提出した。							・当初設計金額が500万円未満の工事で指定工法、指定仮設のある工事、一般交
				П		Ιп	П	П		通に影響のある工事、振動・騒音等公衆災害のおそれのある工事以外は施工計画書の省略可能。「設計額500万円未満の工事の総括報告表」による報告となる。
						_				回音の自鳴可能。「試計機300万円不綱の工事の総括報点表」による報点とはる。
			(着手前 <b>、</b> 変更時)							
		〇施工計画書	・記載内容と現場施工方法が一致している。							
			(施工時適宜) ・記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。							
			(施工時適宜)							
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。							
			(着手前・変更時)		ן	ב				
		0 t = 1 T =	・新潟県コンクリート品質確保ガイドライン(案)に基づく取組を採用する	_		_				・「Poc-tech」システムを使用した場合は、システムにより作成される「打込計画書」 にて施工計画を確認する。
		ひ施工計画書	工事は、その記載がある。 (着手前・変更時)	╽╙		╽╵				

考查	種				チェ	ック	欄			
項目	別	確認項目	チェックリスト一覧表	着手前	施	エヰ	þ	:	完成時	備考
2 施	I 施		・工事材料の品質を証明する資料を整備、保管し、提示、提出している。 (施工時適宜)							(仕様書その1)2-1-2 工事材料の品質
工状況	工管理		・新潟県コンクリート品質確保カイドライン(案)に基つく取組を採用する 工事は、そのガイドライン(案)に基づいて施工されていることが確認で きる。							
		〇施工管理	(施工時適宜・完 ・工事材料を品質に影響ないように保管している (施工時適宜)							
		品質管理	・自社の管理基準を持ち、その基準により社内検査が完了している事が書面で確認できる。 (施工計画書提出時・完成時)							
			・出来型・品質管理を工事の施工と並行してその都度行っていることが 書面で確認できる。 (段階確認時、完成時)							
			・提出が必要な工事書類が簡潔で必要以上に作成されていない。(確認時・検査時に求めてはいけない)							(工事書類作成マニュアル) (写真管理基準(案))
		 ○現場環境改 善	・実施について協議し、実施内容を施工計画書に記載するとともに、記載内容と現場が一致している。 (着手時、施工時適宜)							(現場環境改善に関する特記仕様書) ・協議により実施する場合に確認する。
		○検査(確認を含む)及び	・監督員の立合に当たって、段階確認についてはあらかじめ段階確認願(種別、細別、施工予定時期等)を提出している。 (施工時適宜)						-	(仕様書その1)1-1-1-23 監督員による検査(確認を含む)及び立会等
		立会い等の調 整	・段階確認の確認時期が、適切である。 (施工時適宜)							(土木工事監督基準別表2)
		〇工事の着手	・契約締結の日から起算して7日以内(特記仕様書に定めがある場合は、その期日まで)に工事に着手した。 (着手時)							(財務規則第83条(工事の着手届)) (仕様書その1)1-1-1-10 工事の着手
		〇支給材料及 び貸与品	・使用予定日の14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。 (施工時適宜)							(仕様書その1)1-1-1-19 支給材料及び貸与品

考	種				チ	エツ	ク欄					
査項目	別	確認項目	チェックリスト一覧表	着 手 前	į	施工	中		完成時	備考		
2 施 工	_		・産業廃棄物管理票(マニュフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示(資料を示し説明)した。		_ _					(仕様書その1)1-1-1-21 建設副産物 第2項		
	I 施	〇建設副産物	(施工時適宜) ・産業廃棄物処理を委託する場合、委託契約書の写しを提出した。					H		(建設副産物特記仕様書)		
況	エ	及び建設廃棄	*性未廃業物処理を安託する場合、安託契利者の争しを提出した。 (施工時適宜)		미					(建設副)生物付記1117年音)		
	管理	物	・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に 基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出するとともに公衆の見 やすい場所に掲げた。		_					(仕様書その1)1-1-1-21 建設副産物 第4項 (再生資源利用計画及び齊瀬資源利用促進計画に関する取扱基準)		
		〇指定建設機 械の確認	(施工前) ・指定建設機械(排出ガス対策型、低騒音型、低振動型建設機械)を使用している。 (施工適宜時)	[	J [	]				(仕様書その1)1-1-1-38環境対策		
	I T	〇工程管理	・工程のフォローアップ等を実施し、工程の管理を適切に行っている。 (施工時適宜)		J [							
	程管		・現場条件や設計内容の変更への対応が早く、また地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。 工時適宜) ・官公庁の休日または夜間に作業を行う場合、事前に害面で連絡し	[								
	理		・官公庁の休日または夜前に作業を行う場合、事則に書面で連絡した。 (「施工計画書等で事前に作業実施報告」をしているものは除く。) (施工時適宜)							(仕様書その1) 1-1-1-44 施工時期及び施工時間の変更		
			・施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行った記録が 整理されている (施工時適宜、完成時)	(	<b>]</b> [					(仕様書その1 1-1-1-32 週休二日の対応)		
•	Ш		(施工時過量、元成時) ・新規入場者に対する安全教育を実施し、記録がある。 (施工時適宜、完成時)		<u> </u>					(元方事業者における建設現場安全管理指針第2の9)		
	安全対		・安全教育・訓練を4 時間/月以上実施し、記録がある。 (施工時適宜、完成時)							(仕様書その1)1-1-1-34 工事中宇の安全確保 第11項		
	対 策		・安全巡視、作業前安全ミーティング(KY等)等を実施し、記録がある。 (施工時適宜、完成時)		][					(元方事業者における建設現場安全管理指針第2の8及び第2の11) 		
			・店社パトロールを適宜実施し、記録がある。 (施工時適宜、完成時)							(元方事業者における県s熱現場安全管理指針第3の6)		
			・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。 (同一現場で複数の業者が作業する場合に設置される) (施工時適宜、完成時)			ם				(元方事業者における県s熱現場安全管理指針第2の6)		
			・使用機械(港湾工事の場合は船舶・機械)、車輌等の点検整備等を実施し、その記録がある。	[						(労働安全衛生規則167~169条) (土木工事安全施工技術指針4章2節7)		
			(施工時適宜、完成時)									

考査	種				チ	エツ	ク欄			
項 目		確認項目	チェックリスト一覧表	着手前	完       た       施工中       成       時				完成時	備考
2 施 工	安 田		・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録(機械の作業計画書)等がある。 (施工時適宜、完成時)							(労働安全衛生規則第155条、第158条)
状況	全 対		・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。 (施工時適宜)							(労働安全衛生規則第373条)
	策		・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理をチェックリスト等により実施し、その記録がある。 (施工時適宜)							(労働安全衛生規則第244条、567条、568条)
		○安全活動	・架空線等上空施設、地下埋設物件等の調査を行い、その結果を監督 員に報告している。 (着手前)							(仕様書その1)1-1-1-34 工事中の安全確保 第6、20項
			・地下埋設物、架空線等に関する事故防止措置が実施されている。 (施工時適宜)			] [				
			る (施工時適宜)							
			・工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。 (施工時適宜)		] [	] [				(土木工事安全施工技術指針2章9節1)
		〇安全パト ロールの指摘 事項の処理	・各種安全パトロールでの指導事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。 (施工時適宜)							
	IV		・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。		7	1		П		
	対		(施工時適宜)		4	4	1			(LINE CO. 1)
	外 関	〇関係機関等	・地元住民や地権者との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。							(仕様書その1)1-1-1-43 官公庁等への手続等
	係		(施工時適宜) ・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。			] [				(仕様書その1)1-1-1-34 工事中の安全確保等 第15項
			(施工時適宜)							

## 別紙─5 ④ 総括監督員 R7.4

## 「施工プロセス」のチェックリスト

1 工事名: 工事

2 工期: 令和 年 月 日~令和 年 月 日

3 受注者:

4 総括監督員:

①この「施工プロセス」チェックリストは、土木工事標準仕様書、建設工事約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、発注者として特に施工上必要な工程・安全管理について適切に施工されているかを総括監督員が確認する。 ②チェック欄では、机上での書類・写真等での確認もしくは現場確認等により、その内容がOKであれば「ロ」に「レ」マークを入れ、記入欄に確認項目、指示事項や是正状況等を記入する。

③用語の定義 契約後: 当初契約後、変更後: 工期内に行う契約変更後。

③用語 <i>0</i>	ノ正莪 ダ	2的侯:当初契約侯	:、 変更後: 工期内に行	行つ契約変更後。			
項考 目査	種 別	確認時期	確認項目	確認資料	記入(確認)内容	チェック欄	記入欄
施工体	工程(必	契約時	•提出日	工程表 ※1-1	・工程計画のポイント (自然条件・社会条件などの外的条件に対し) ・条件明示に対する対応		
体制	必要に応		•工程阻害項目		( 占用物・未買収地・関連工事・協議団体など) ・工程等の阻害要因 ( 支障物件・関連工事など)		( チェック日( ))
	じて回	(1回目)中間時 (繰越繰時、中止 解除時)	<ul><li>・変更項目</li><li>・変更工程について</li><li>・工程阻害項目</li></ul>	工程表 ※1-2	<ul><li>・変更内容</li><li>・工期内完了の目途</li><li>・工程等の阻害要因</li><li>・関連工事、及び隣接工事の調整課題</li><li>・週休2日の履行状況</li></ul>		(チェック日( ))
	増やす)	(2回目)中間時 (越越時·中止解 除時)	(同 上)	工程表 ※1-2	(同上)		(チェック日( ))
	や・	施工時適宜		検査対象の資料 ※1-3	・出来高割合 ・進捗度合(工程上、遅いか早いか)		(チェック日( ))
	す ) 出来	施工時適宜		検査対象の資料 ※1-4	・段階確認項目 ・対象項目の良し悪し ( 内容は、仕様書による)		(チェック日( ))
	高	施工時適宜	·臨時検査項目·検 査結果	検査対象の資料 ※1-5	<ul><li>・臨時検査の必要性は</li><li>・臨時確認項目</li><li>・検査対象の良し悪し</li><li>(内容は、仕様書による)</li></ul>		(チェック日( ))
	時 は	施工時適宜	・中間技術検査の実 施予定・検査結果	検査対象の資料 ※1-6	付の有無) ・検査時期の協議状況 ・検査対象の良し悪し (内容は、特記仕様書による)		( チェック日( ))
	適 宜 欄	完成時	·元 了	検査対象の資料 ※1-7	<ul><li>・完成状況</li><li>・確認状況の良し悪し (内容は、仕様書による)</li></ul>		( チェック日( ))

		T		Tr				_
Π	体	契約時	•体制	施工計画書	- 体制			
#	制				•役割分担			
安全管理	נינו			<b>※</b> 2−1	・協議会等の組織内容	_	(チェック日( )	)
全		契約時	•緊急連絡網	施工計画書	•緊急連絡網		,	<u> </u>
告		Z412447	术心灶们啊	心上口巴自	** 心足叩响			
				\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		ш		,
理				<b>※</b> 2−2			(チェック日(	)
	郊災	施工計画書提出	•労働災害	施工計画書	•建設事故起因項目			
	外害	売工計画音提出 時及び(工法)変			(自然災害)の項目			
	災へ	更時		<b>※</b> 2−3	どの作業時			
	害労	史吋			どういった(事前周知点検)確認項目	_	(チェック日( )	)
	〜 働		•公衆災害	施工計画書	·公衆災害起因項目		,	-
	災	施工計画書提出	ARXA	心上口巴自				
	害	時及び(工法)変		N/ 0 /	(公衆災害)の項目で	_		
		更時		<b>※</b> 2−4	どの作業時			
					どういった(事前調査点検)確認項目		(チェック日( )	)
	教	施工計画書提出	•安全教育計画	施工計画書	•安全教育内容			
	育	時及び工期変更						
	Ħ	時		<b>※</b> 2−5		_	(チェック日(	)
	•		·KY活動状況	実施報告書	・KY 活動の内容		,	-
	点			大心状口目		П	(	)
	検	現場着手時点	·交通安全施設等の		・交通誘導員などの交通安全施設の配置確認	ш	(チェック日(	,
	快	3ヶ月経過時以	状況					
		降6カ月経過時		<b>※</b> 2−6				
		P4073万 作工运时					(チェック日(	)
						_		
			立+B 1 H 本 4 本	中长起生事	・			$\dashv$
		最初の下請業者	•新規入場者教育	実施報告書	・新規入場者教育の内容確認	l –		,
		入場時、次の主					(チェック日(	)
		たる下請業者入		<b>※</b> 2−7				
		場時					(チェック日( )	)
		-201 h.d.						

#### \* .

- ※1-1・契約締結の日から起算して7日以内に、提出された工程表の内容について(約款第3条)確認。
  - ・なお、提出された工程表が、標準工期とかけ離れている場合は、再度の提出時に再確認。
  - ・条件明示に対する対応、及び工程上の阻害要因について記入欄に、具体的に明記し、その対応等も聞き取りの上、記入。
- ※1-2・進捗状況の確認、及び遅延状況のバックアップ等について。
  - ・中止期間が1ヶ月以上におよぶ場合は、確認対象
  - ・指示(契約)内容で工法の変更、工事量の変更(増)の場合も確認対象
  - ・ただし、工事完了で設計変更のための中止解除後のものは不要
  - ・工程上の阻害要因について記入欄に、具体的に明記し、その対応等をも聞き取りの上、記入。
  - ・協議会等の工程調整会議に積極的に参加しているか、その際の調整課題などを聞き取りの上、記入。
  - ・週休2日の履行状況の確認

- ※1-3・主任監督員の資料を基に確認
- ※1-4・主たる工種を決めて、現地立合の上確認。(工種にもよるが、概ね2回程度/1工事を目標とする)
- ※1-5・臨時検査項目をはじめ、完成時に不可視状態になる工種については、事前に判断し、適切に受検の対応など。予定日等の徹底 ・その他、自然条件(降雪・風浪)等で完成前には、検査がを受ける必要があるかどうかを判断し、受検の対応など。予定日等の徹底
- ※1-6・中間技術検査対象工事か、否かを確認し受検の対応など
  - ・中間技術検査の対象工事は、予め受注者に通知してあるかなど、前提にした対応。なければ、即座の協議
- ※1-7・契約工期はもとより、その他要因により早期に実施が必要かを決めて、受検
  - ・完成検査前の確認で主任監督員の指導を兼ね、気の付いたことを記入。(社内検査の状況を参考に)
  - ・週休2日の履行状況の確認
- ※2-1・元請責任者等の確認、及び安全活動の計画等
  - ・現場代理人の補佐的な代理人を決めているかなど
  - ・作業主任者、作業分担が明確化されているか
  - ・施工体系図をはじめ、協議会の運営、及び統括安全衛生管理義務者などについて
- ※2-2・連絡体制、及び安全管理責任者等の体系図の整備状況について
- ※2-3・施工計画書提出時、及び工法の変更等で災害要因が変更になった場合も行を増やして記載
  - ・元請負業者からの具体的に聞き取りで確認
  - (例)護岸工事の場合:雨量と危険退避水位の関係など
  - ・変更増工、工法変更等で災害要因が異なった場合は、再度記入
- ※2-4・施工計画書提出時、及び工法の変更等で災害要因が変更になった場合も行を増やして記載。
  - ・元請負業者からの具体的に聞き取りで確認
  - (例)使用重機と架空線の関係など・地下埋設物の事前調査について
  - ・変更増工、工法変更等で災害要因が異なった場合は、再度記入
- ※2-5・項目、頻度、具体的実施内容が施工内容と整合しているかなど
- ※2-6・元請負業者に実施状況の資料の提示を求め、確認
  - ・着手後、3月経過時に、経過状況とKY実施状況を確認し、確認サインを記す
  - ・その以降は、1回/6月程度の割合で実施しする。
  - ・経過月は、実質工期で判断する(中止期間等を除いたもの)
  - ・現場着手時が1回目、3ヶ月後が2回目、9ヶ月後が3回目、回数に応じて、行を増やすが、実質工期が3ヶ月未満であれば2回目以降なし。
- ※2-7・元請業者の指導内容、実施状況を、確認し、確認サインを記す。
  - ・概ね、2回程度/工事で、1回目は、最初の下請け入場時、2回目は、残りの主たる下請け入場時とする。

# 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況 (一覧表)

工事名			請負者名	
項目	評価内容	備考		
□工事特性	1 構造物の特性への対応			
	2 都市部等の作業 環境等、社会条件 等への対応			
	3 厳しい自然・地盤 条件への対応			
	4 長期工事におけ る安全確保への 対応			
□創意工夫	□施工			
	□新技術活用			
	□品質			
	□安全衛生			
	□その他			
□社会性等	□地域への貢献等	現場環境 道路清掃 地域住民	への配慮 の地域への調和 などの実施 とのコミュニケー どにおいて救援活	

- 1 該当する項目に□にレマーク記入。
- 2 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。
- 3 本様式は1工事につき1枚の提出とする。

### 別紙 6-2

# 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)

工事名		/
項目	評価内容	
提案内容		
(説 明)		
(添付図)		

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。